

平成23年4月1日

各位

「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター」

との手続実施基本契約締結に関するお知らせ

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号

日本証券代行株式会社

当社は、金融商品取引法第156条の39に規定する「指定紛争解決機関」として指定を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融あっせん相談センター」(FINMAC)と、同法第37条の7に規定する手続実施基本契約を平成23年4月1日付で締結いたしましたのでお知らせいたします。

特定非営利活動法人 証券・金融あっせん相談センター：<http://www.finmac.or.jp/>

以上

---

本件についてのお問合せ先

管理部 (電話番号) 03-5620-9059